

# 【フラット35】地域連携型の利用申請を行う方の手続きの流れ

申請者の手続き  
神戸市の手続き

※この時点で引越し日が決まっていなくても、申請できます。

住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）  
交付申請

【フラット35】地域連携型  
利用申請

同時に神戸市に提出します。

助成対象要件に該当するか  
審査します。

審査

審査の結果、助成対象要件に該当する場合は、  
証明書を発行・送付します。  
（住宅金融支援機構提出用も送付します）

【フラット35】地域連携型  
利用対象証明書 の発行・送付

住宅ローンの申請・契約

引越し

※引越し後、請求する費用をすべて支払ってから、申請します。

住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）  
交付申請（電子申請）

※この時点で住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）の助成対象要件に該当しなくなった場合や、予算の枠に達して先着順受付を終了している場合は、交付申請を受理しません。  
（【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は有効ですので、金利優遇はそのままご利用いただけます）

審査

助成対象要件に該当するか審査します。  
審査の結果、該当する場合は通知書を送付します。

交付決定通知書の送付

指定口座に振込

ご指定の銀行口座に振り込みます。  
※振込日の連絡は行っておりません。通帳の記入等でご確認ください。